

## 訪問看護医療DX情報活用加算算定に伴うウェブサイト掲示について

2024年医療保険改定に伴い、医療法人社団 三喜会の訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

### **令和 6年12月 1日から、訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月を算定**

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること

令和 6年12月1日

医療法人社団 三喜会

鶴巻訪問看護ステーション

鶴巻訪問看護ステーションひらつか出張所

鶴巻訪問看護ステーションあしがら

鶴巻訪問看護ステーションはだの

鶴巻訪問看護ステーションいせはら

鶴巻訪問看護ステーションにのみや

新緑訪問看護ステーション長津田

新緑訪問看護ステーション長津田青葉台出張所